

8 郡情・個審答申第 2 号
令和 8（2026）年 9 月 14 日

郡山市教育委員会 様

郡山市情報公開・個人情報保護審査会

会長 高 橋 久 善

保有個人情報不開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和 8 年 6 月 12 日付け 8 郡教総第 619 号で諮問がありました事案について、当審査会の意見は下記のとおりです。

記

1 結論

郡山市教育委員会（以下「実施機関」という。）が「令和 5 年の〇〇〇〇（〇年〇月〇日生）の区域外就学の協議に関する協議書（添付資料にて存在が特定されているもの）」（以下「本件文書」という。）の開示請求に対して令和 8 年 1 月 26 日付け郡山市教育委員会指令教学第 487 号で行った不開示決定の処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求までの経緯

(1) 公文書開示請求

当該開示請求者（以下「審査請求人」という。）は、本件文書に係る令和 8 年 1 月 7 日付け公文書開示請求書を提出し、同年 1 月 13 日に実施機関が受理した。

(2) 本件処分に係る通知

本件文書については、審査請求人からの協議書は、不存在のため不開示。審査請求人以外からの協議書は、その存否を回答すると本市における開示請求者以

外の区域外就学の協議の有無の事実が明らかとなるが、当該事実は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第78条第1項第2号に規定する不開示情報に該当するため、同法第81条の規定により存否を明らかにすることができないとして、本件処分を行い、令和8年1月26日付けで審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

審査請求人は、本件処分に対する令和8年3月27日付け審査請求書を提出し、同年4月1日に実施機関がこれを受理した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書による審査請求人の主張の要旨は以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消し及び開示の義務付けを求めるものである。

(2) 審査請求の理由

本件開示請求は、協議書の開示を求めるものであり、存否を回答したとしても、それ自体から直ちに不開示情報が推知される構造にはないため、個人情報保護法第81条の適用要件を満たさない。

また、不開示の理由付記も形式的に同法第78条第1項第2号を引用するに留まる上、部分開示義務の検討も欠いている。

(3) 反論書

提出なし。

4 実施機関の説明要旨

弁明書及び口頭意見陳述等による実施機関の説明の要旨は以下のとおりである。

(1) 区域外就学制度について

就学すべき学校の指定については、学校教育法施行令第5条第2項の規定により、教育委員会が行うが、住所を有する市町村の区域外に就学しようとする場合、

学校教育法施行令第9条第1項の規定により、保護者は、就学させようとする学校の存する市町村の教育委員会に届け出ることとされ、教育委員会が区域外就学を承諾しようとするときは、同条第2項の規定により、住所の存する市町村の教育委員会と協議することとされている。

この協議は個別の児童生徒ごとに行われるものであり、協議に用いられる文書（協議書等）には、通常、当該児童生徒を識別し得る情報（氏名、住所等）や、区域外就学を希望する事情・事由等の個人に関する情報が含まれ得る。

(2) 本件処分の妥当性について

区域外就学の協議書は、特定の児童生徒・保護者に関する就学希望、事情、学校名、住所地等が結びつく性質を有するため、〇〇〇〇と審査請求人間の法定代理人等の関係性が開示請求時添付資料から確認できないところ、審査請求人以外から提出された当該文書については、その存否を回答することにより、本市における審査請求人以外の特定の個人に係る区域外就学の有無等を推知させ得る構造にあるため、個人情報保護法第81条に基づく存否応答拒否の適用要件を満たす。また、個人情報をマスキングして部分開示を行ったとしても、協議書という文書の存在自体（作成事実）が特定の個人に係る事実と直結し、不開示情報の保護目的を達成できないため、部分開示による対応はできない。

理由付記については、決定通知書には、個人情報保護法第78条第1項第2号及び同法第81条を適用する旨を示した上で、「存否を答えることにより、特定の個人に係る区域外就学の協議の有無の事実を明らかにすることとなる」旨を記載している。また、存否応答拒否は、理由を具体的に記載すること自体が存否又は内容の推知を招き、個人情報保護法が保護しようとする利益を害するおそれがある性質を有する。このため、決定通知書における非開示理由としては、適用条文と、存否回答により特定個人に係る事実が明らかとなり得るという類型的な支障を示すことで足りる。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を基に本件処分について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書の存否応答拒否について

個人情報保護法第78条第1項第2号において、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものは、不開示情報としている。

本件文書は、住所以外の市町村に児童を就学させたい場合に保護者から提出される文書であるが、審査請求人以外の保護者からの提出文書については、不存在と回答すればそれらの者の当市に係る就学協議が無いものと推察され、開示又は一部不開示とすればそれらの者の当市に係る就学協議があることが推察されることとなる。審査請求人が添付した住民票等の資料からは、審査請求人と就学協議者及び就学協議対象児童との請求時における関係性が確認できない状況下において、存否応答拒否以外の決定を行えば、個人情報保護法第78条第1項第2号における開示請求者以外の個人に関する不開示情報を明かす事態になることが認められる。

以上のことから、本件文書について個人情報保護法第81条の規定により、存否応答拒否による不開示決定した本件処分は妥当と判断する。

(2) 理由付記について

不開示の理由付記については、単に個人情報保護法の根拠規定を示すのみならず、存否を答えることにより特定の個人に係る区域外就学の協議の有無の事実を明らかにすることとなる旨を記載しており、存否応答拒否の理由を相応に提示しているといえる。

(3) 結論審査

以上により、当審査会は、冒頭の「1 結論」のとおり答申するものである。

なお、本件の審査に係る経過は、以下のとおりである。

年 月 日	経 過 等
令和8年4月22日	実施機関からの弁明書を受理
令和8年6月12日	諮問書を受理
令和8年8月20日	実施機関による口頭意見陳述審査

(参考)

郡山市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 業 等	備 考
大槻 努	会社役員	
齋藤 鈴子	人権擁護委員	副会長
佐々木 達矢	大学講師	
高橋 久善	弁護士	会 長
本田 香織	行政書士	

(五十音順)